

## 川崎市役所本庁舎の文化財としての考え方について

教育委員会

### 1 本庁舎の文化財としての価値

#### ○神奈川県調査報告書での高い評価

平成24年度に刊行された報告書「神奈川県の近代化遺産」\*1は、神奈川県教育委員会が、建築、土木及び近代史等の分野で高い学識経験を有する委員により調査委員会を組織し、文化庁の指導助言を得て国庫補助事業として行った、近年では唯一の本県の近代化遺産の総合調査報告書である。この中で、本庁舎は「特に重要と認められる物件」である第3次調査に残っており(建造物では市内で6件が選定され、内3件が国登録有形文化財)、文化財として高い評価がされているものである。

#### ○本庁舎の文化財的価値

現存する県内唯一の戦前創建の市庁舎であり、市制10周年を記念して建設され、創建から75年が経過しているが、全体として統一的なスタイルが保たれており、工都川崎にふさわしいシンプルでモダンな市庁舎として、当時の最先端の表現を盛り込んだ公共建築と評されている。

戦前・戦中・戦後を通じて庁舎としての役割を果たし続けてきており、戦災を乗り越え川崎市の発展の歴史を現在に伝える数少ない建造物であり、川崎区のかわさき産業ミュージアム\*2でも区の宝物として選定されているとおり、歴史的・文化的な価値を有する貴重な地域資源・景観であると考えている。

### 2 近代化遺産に対する保存活用の考え方

上記報告書第3次調査に残った物件をはじめ、市内の近代化遺産については、個々の近代化遺産の状況・環境に応じた保存活用が必要と考えている。所有者との協議により、国登録有形文化財を目指すことや、26年3月に策定した川崎市文化財保護活用計画\*3に基づき、指定・登録ではない文化財の保護制度を整備すること、関連文化財群\*4として保存活用を図ることなどを検討している。なお、現物保存が困難な場合には、新築復元\*5という手法も記憶・景観の継承として意義があると考えている。

### 3 本庁舎の保存活用のあり方

#### ○現物保存が困難な状況での保存活用の手法

本庁舎のような近代化遺産については、新築復元(三菱一号館・横浜第二合同庁舎・横浜地方裁判所・歌舞伎座等)や一部曳屋・一部新築復元(東京中央郵便局・横浜銀行本店別館等)という保存活用の手法が、「記憶・景観の継承」という意味で、現在では一般的であり、個々の近代化遺産の状況・環境に応じた保存手法として評価されている。

#### ○本庁舎建替についての考え方

本庁舎は、耐震に問題があり、現物の保存は困難な状況であると理解している。しかしながら、本庁舎については、貴重な近代化遺産であり、新築復元等をする価値があるので、何らかの手法による保存活用の可能性を検討する必要がある。

本庁舎については、曳屋等による保存が耐震性・工期・費用面等から困難である。また、増築等を行っていることから、創建当時に近い形で新築復元し、本庁舎の記憶・景観を継承していくことが考えられる。

市の長い歴史を次世代へと引き継ぐというコンセプト、川崎市の歴史のシンボルであり、市民の様々な思いのつまった文化財を大切に作る心、歴史文化を生かした魅力あるまちづくりという観点からも、新築復元には大きな意味があるものと考えている。

本庁舎の持つ文化財としての価値を踏まえ、一部を新築復元という手法により、後世に記憶・景観を継承し、保存活用していくことが望ましい。

#### \*1「神奈川県の近代化遺産」(建造物)

[近代化遺産とは、江戸時代末期から第二次世界大戦期までの間に近代的な手法で造られた産業・交通・土木等に関する建造物、土木構造物をいう。]

(1次調査：対象物件の洗い出し) 川崎市内35件

(2次調査：主要な物件について現地確認調査) 川崎市内 8件

(3次調査：特に重要と認められる物件を詳細調査) 川崎市内 6件

なお、第3次調査に残った市内近代化遺産には、国登録有形文化財の、久地円筒分水、川崎河港水門、昭和電工川崎事業所本事務所も含まれている。

#### \*2かわさき産業ミュージアム

川崎区が取り組んでいる「かわさき産業ミュージアム」は、川崎区全域を展示場に見立てたミュージアム構想である。近代化遺産や産業文化財は地域の発展や変遷、そこに暮らす人々の生活や文化を後世に伝える重要な証であり、区民と企業の共通の誇りとしてこれらを保存し活用する方向で検討する中でできたものである。

この展示物となる近代化遺産の選定基準として、「地域の象徴として広く親しまれ、歴史的景観・雰囲気醸し出しているもの」などが定められ、本庁舎も77の展示物の一つとなっている。

#### \*3川崎市文化財保護活用計画

今後10年間の川崎市の文化財の保護活用の方向性を示す計画。地域の歴史文化を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、学識者、市民活動団体代表、市民代表からなる、川崎市文化財保護活用計画検討委員会によって検討され、平成26年3月に教育委員会が策定した。

#### \*4川崎市文化財保護活用計画における関連文化財群の考え方

有形・無形の文化財が有する歴史的・文化的価値や地域的関連性から、「一定のまとまり」としてとらえたものとして設定し、川崎の地域の歴史や文化を語る重要な資源として総合的に保護活用を図るものであり、本庁舎は、京浜工業地帯の発展・歴史を物語る文化財群を構成するものと考えられる。

#### \*5 新築復元

元の建物は解体するが、新しい部材により新築して元の姿に復元すること